

第8回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後13時54～午後15時10分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 山崎 公江

4番 小宮 広督 5番 須藤 時夫 6番 佐藤 孝義

7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄 9番 原 泉

10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
める件

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求
める件

日程第3 報告第5号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 正和 主査 竹下 仁 会計年度職員 河原 広敏

6 会議の概要

事務局 互礼を行います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

ただいまより、令和2年第8回農業委員会委員総会を開催いたします。

会長挨拶 米山会長お願いします。

会 長 みなさん、こんにちは。8月も後半に入り残すところあと1週間となりました。このところ毎日のように暑い日が続いていますので、日中炎天下での農作業は大変なことだと思います。私も連日、畑仕事をずっとやっていましたが今年の夏は暑くて大変でした。皆さんも同じだったかと思います。今日も家で外の温度を測ってきましたが、30度を超す暑さになっています。この暑さの中、皆さん元気に1回目の総会にご参集

いただきましてご苦労様です。また世間では、まだコロナウイルスの感染の拡大も依然として続いておりまして、これからも引き続きコロナ対策とあわせて熱中症の対策にも万全を期してこの夏を乗り切っていこうと思うところがございます。

さて、本日の第8回の農業委員会総会でございますが、新しく委員になられた方は本日が初めての通常総会でありまして、これから先毎月1回、申請があった農地の案件について審議する重要な会議になりますのでこれからもよろしくお付き合いをお願いします。本日の案件につきましては、第3条案件が2件、第5条案件が4件となっております。これらの案件に対して許可相当かどうか、本総会がスムーズに進行されますよう皆さんにお願い申し上げまして会長の挨拶とさせていただきます。

事務局 開会宣告。会長をお願いします。

会長 本日は、全員出席でありますので本日の会議の成立を宣告いたします。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従いまして議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきますのでご了承願います。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。4番 小宮広督委員、5番 須藤時夫委員を指名します。よろしくお願いします。

日程第2 議案第12号

議長 農地法第3条の規定により許可申請に対し許可を求める件を上程します。申請番号1と2は申請者が同一であり関連がありますので一括で審議したいと思っております。それでは申請番号1、2について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の1ページ2ページ、3ページの地図と5ページ6ページの写

真を併せてご覧ください。申請番号1からです。申請地は、〇〇〇 地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。貸し人は、〇〇〇、借り人は〇〇〇です。場所は、国道20号沿いの〇〇〇の南側の位置になります。3ページの地図の斜線部分です。申請理由は、農業経営の確立です。貸し人の〇〇〇は高齢のため、以前より借り人の〇〇〇に農地の管理を任せており、すでに耕作をしていました。今回、無断であった貸し借りをこの機会に正式に許可を取る形の申請となります。5ページの写真の状況で、草はありますが、カボチャ、その他野菜などが栽培されていました。

続きまして、申請番号2について説明します。同じく3, 4ページの地図と5, 6ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇 外7筆面積は合計で〇〇〇㎡です。これは贈与になります。譲渡人は、〇〇〇 譲受人は、申請番号1と同じ〇〇〇です。場所は、申請番号1とその土地の周辺です。申請理由は同じく〇〇〇の農業経営の確立です。譲渡人の〇〇〇は、最近まで〇〇〇に住んでおりましたが、農地については、以前から同じ地域に住む〇〇〇に農地を貸しておりました。今回、〇〇県に移住することになり、所有する農地を処分したいと考え、貸していた〇〇〇に贈与したいということで今回の申請になりました。初めての委員もいますので、農地法第3条について説明します。農地法審議事項のプリントを併せてご覧ください。農地の売買、贈与、貸借については、下限面積を満たす農業者に限り、農業委員会が許可を出す、となっております。下限面積は、最低限の耕作する面積で大月市では2000㎡(2反歩)です。今回の申請では、申請番号1が〇〇〇㎡、2が〇〇〇㎡で合わせると〇〇〇㎡で、2000㎡と上回るため農業者の資格を有することになります。実際、現在のところ一部草が生えている農地もありますが、水稲、野菜、梅など耕作しており、草刈り等もしてありますので、ここで正式な許可が出されれば、もう一人同居人の労働力もありますので、耕作されるかと思われます。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地区担当委員の現地調査の結果、及び補足説明をお願いいたします。地区担当の原泉委員、よろしくお願

ます。

原委員 ○○○さんから様子をうかがいました。今回○○○さんから7筆の土地については6年前から貸している。今回の所有権の移転については譲渡である。金銭については一切無し。使える人に自分の田畑を是非使って欲しいとの考え方です。7筆の各農地については添付されている図面通りです。農作業に従事する日数は申請書に書かれている200日ではほぼ正しいと思われます。実際には○○○の方が多く農作業をしていて、○○○からも田を借りて実際に米を作っている。積極的に米作りをしていて、若い人達に米作りの指導をするくらいようです。4年の使用貸借も申請書の内容について問題は無いと思われます。以上です。

議 長 原委員ありがとうございました。事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ないようですから採決を行います。賛成の方は挙手を願います。全員賛成ですので許可と決定いたします。

議案第13号

議 長 議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。申請番号1について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書の7ページ8ページになります。

申請番号1から説明します。9ページの地図と10ページの写真をご覧ください。申請地は、○○○ 地目は畑で、面積は○○○㎡です。譲渡人は、○○○、譲受人は、○○○です。場所は、中央高速道の北の○○○道沿い、○○○の北になります。申請理由は、資材置場です。10ページの写真にあるように、申請地は、農地の真ん中に、○○○の鉄塔が建てられたため、U字の変形な土地となり、耕作しづらい地形となります。この度、その土地を親戚である譲受人に贈与したいということです。譲受人である○○○は、○○○mほど離れたところに住んでおり、薪ストーブに使っているが、薪を置く場所がなくその土地を薪置場として利用したいという計画です。この土地は、譲渡人の夫が以前から会社

の資材置き場として利用しており、譲受人の〇〇〇も既に薪を置き始めている状態で、始末書が出ております。また、現地調査の際に、市道から離れているが、そこを通ることに問題があるか、という指摘がありました。市道と申請地の間は公衆用道路である為通行しても構わないという建設課からの回答がありました。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 地区担当委員に現地調査の結果と補足説明を地区担当の山田政文委員、お願いいたします。

山田委員 過日、米山会長と事務局で現場を視察してまいりました。この場所は〇〇〇という地区で、その南側で中央自動車道の〇〇〇道の脇にあり、写真の赤い線の下が市の土地です。市の土地を超えたところに建物が建っていますから、このへんを整理した方がいいと現地で話をしました。事務局が調べたところ、この土地は公衆用道路で側道の横に沿ってある市の土地ですが、道路の位置づけになっているが、そこを侵食しているわけではないので問題はないということです。しかしながら無断で建っていたということで始末書が出されました。右上の写真の白いものは車庫になっています。全体的には横長の土地で、薪もしっかり積み上げてありました。

以上です。ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のあるかたは挙手願います。異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め採決をいたします。賛成の方は挙手を願います。

全員賛成ですので許可相当と決定いたします。

次に申請番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局 11ページの地図と12ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇外1筆、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は、〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。場所は、県道〇〇〇線の北、〇〇〇集落になります。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。

譲受人の〇〇〇は、〇〇〇市にある太陽光発電等を行う会社で、このたび土地を売りたいという譲渡人からの申し出を受けて、その地に太陽光発電施設を建設する計画です。写真のとおり、笹竹が生い茂り、イノシシなどの棲み家になっていそうなところですが、ここを整備して、太陽光パネル 256 枚を設置し、49.5 k w を出力する計画です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の矢頭恵造委員、お願いします。

矢頭委員 会長と事務局で現地を視察してまいりました。12ページの写真で見ると、左側に屋根が見えますがこの家のすぐ隣になります。土地が東側になり、この家に陽が当たらない状況で見晴らしも良くありません。太陽光パネルではありますが、この藪が綺麗になればと思います。太陽光発電で農地がなくなるのはどうかと思いますが、この場所に関しては結構な話ではないかと思えます。地図で見ますと近辺も農地になっていますが、ほとんどが耕作放棄地のような形になっています。以上です。よろしくご審議をお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですから、採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号3について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号3について説明します。13ページの地図と14ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇 地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。

場所は、国道20号〇〇〇の信号がありますが、そこからすぐ南に入ったところになります。申請理由は、駐車場です。右側の写真をご覧ください。以前から古民家の屋敷がありましたが、長く人が住んでいない状態でした。このたび都内にある不動産業者の〇〇〇が古民家体

験施設として購入することになりました。面積は〇〇〇㎡になります。その一角に、道路を拡幅した残地として〇〇〇㎡の農地がありました。古民家を購入するに当たり、その農地部分を駐車場の入り口として利用したいという申請です。13 ページの地図にあるように、全体〇〇〇㎡が点線部分で、農地がちょっとだけある形になります。現在は農地として利用している状態ではなく、電柱と木が生えています。以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の平山正幸委員、お願いします。

平山委員 市道の残地にあたる部分だと思います。〇〇〇家は〇〇〇を出したところで〇〇〇の旧家です。非常に広い土地を持っていて、農地自体は〇〇〇㎡で特に問題は無いと思われます。全体の面積が開発行為にあたるかどうか懸念されますが、都市整備の担当にこれは開発行為にあたるか確認をとりましたところ、担当が不在で確認ができませんでした。特に問題ないと思いますが、懸念される部分もあるということですのでよろしくご審議をお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 平山委員の方から開発行為にあたるかどうか明確ではないという説明だったのですが、開発行為にあたる場合、例えば 1000 ㎡以上を取得する場合など条件があると思うのですが、事務局はそのへんを確認していたらお答えを頂きたいと思います。

事 務 局 事務局では確認をしていないので確認をしたいと思います。

議 長 事務局が後日確認するということですが、山田委員。

山田委員 それに該当した場合、農地法の申請について特に影響はないと理解してよろしいでしょうか。

事 務 局 確認をして、関わるようならば県の方とも相談をして今後必要なことがあれば対応します。この転用についてはここでご意見をいただきたいと思っています。

平山委員 よろしいでしょうか。

議長 はいどうぞ。

平山委員 農地法上は特に問題ないと思います。ただ開発行為上は先ほど申し上げたとおりです。

事務局 農地法上で言いますと、個人が農地転用して家を建てようとする場合は 500 ㎡以下の規制があります。個人でなく法人ですのでそのことについては問題ないと県とは打ち合わせてあります。開発行為にあたるかどうかで、開発行為にあたるなら申請者の方へ連絡をして手続きをしてもらうこととなります。農地法としては県の方のやり取りでは、特に問題は指摘されていません。

議長 山田委員、よろしいでしょうか。

他に何か質問のある方はお願いします。質疑がないようですから、ここで採決致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

続きまして、申請番号 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 4 について説明します。15 ページの地図と、16 ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇 地目は畑で、面積は〇〇〇㎡です。譲渡人は、〇〇〇、譲受人は〇〇〇。〇〇〇の関係になります。転用目的は、個人住宅の建築です。申請地は、〇〇〇線沿い、〇〇〇というお寺の北〇〇〇mほどに位置します。

現在、譲受人、譲渡人親子は申請地のすぐ隣に同居していますが、娘も同居できるようにと、隣の農地を父親から無償で譲り受け、個人住宅を建てる計画を立てました。写真のとおり、現在は、農業用倉庫と農地部分には砂利が敷かれています。そのことについて始末書が出されています。

(始末書読み上げ)

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の清水秀幸委員、お願いいたします。

清水委員 8月14日に申請地を確認してまいりました。申請者の〇〇〇は、

先ほど事務局から説明があったように、申請地のすぐ下に住んでいます。今回娘夫婦も住めるようにと新たに家を建てるとのことです。耕作はしていない状態ですが問題は無いと思われまますのでご審議をお願いいたします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手を願います。

平山委員。

平山委員 始末書が出ているわけですが、現況は砂利が敷いてある。過去にはこのようなケースは砂利を取り除くようにと県からの指摘もありました。県からそのような指摘はありませんか。

事 務 局 始末書はすでに家を建ててしまったような時ですが、今回のケースは砂利を敷いてしまったということで、県からは土を入れる、砂利を取り除くとの指摘はありませんでした。

議 長 平山委員。

平山委員 本来ならば一度農地にして、農地から転用するのが筋だと思います。このような形で始末書を出して全て可能となれば、良いも悪いも無くなってしまふ。農業委員会で許可相当としたときに、県へ一言添えるなどはできないか。

事 務 局 もちろん始末書を出せば済むわけではありません。元に戻すことについて経済上の負担を考えたとき、いわゆる救済措置であって申請した計画そのものが成り立たなくなってしまうこともあります。許可権者である県から提出を要求されたもので、申請者が始末書を出せば済むということではありません。悪質な場合、確信的に転用した場合などは元に戻すこともあります。今回の場合は県から始末書を提出するように指示があったのでこのような対応を取らせていただきました。

議 長 平山委員何かありますか。

平山委員 県の担当によって見解が違う場合、過去に原状回復をした人が気の毒だと思います。県からの指示ということですので分かりました。

議 長 他に何か質問はございますか。他に異議はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑がないようですから採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので許可相当と決定いたします。

日程第3 報告事項

議 長 続きまして、報告第5号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 転用確認証明の報告です。転用確認証明は転用の申請があり許可が出た場合、その通りに転用がされているかどうか確認して証明することです。この1か月に出了された転用確認証明の交付は3件でした。

番号1 〇〇〇 外2筆 申請者は、〇〇〇。目的は太陽光発電です。

番号2 〇〇〇 申請者は、〇〇〇。目的は自宅敷地の拡張で、進入路を
広げる申請です。

番号3 〇〇〇 申請者は、〇〇〇。目的は個人住宅。

いずれも写真のとおり現場を確認し、証明書を発行しております。

議 長 この件についてなにかご質問ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 無いようですのでご承認いただいたものとします。

日程第4 その他

議 長 日程第4、その他。委員の皆様から何かございますか。

原委員。

原委員 農地の購入について大月市においては20アール、2反歩以上の農地を耕作している人に限られるのですが、大月市ではその基準を引き下げるような話はあるのでしょうか。そのような話が出た場合、この農業委員会で審査するのでしょうか。

事 務 局 2反歩を耕作するのはなかなか難しい。2反歩はかなり大きい土地になるので、多くの人に農地を耕作してもらいたく、それを引き下げることを過去に審議をしたことがあります。県の見解では、農業者は農業でのある程度の収入を得るわけですから、大月市でたとえば10アールでそれだけの耕

作ができるのか、そのような収入が得られるのか、農業者としてある程度の収入を得るには 20 アールが妥当であるということです。市内で、10 アールでそれなりの収入を得ることができるならば 10 アールでもよいのですが、特産品など収入になるものが無い中では 20 アールは必要だとするのが県の見解です。検討する余地はあるが県内を見ても 20 アールが最低です。10 アールで良いのではないかとする説得力のある意見があれば別ですが過去に県と相談した結果、以上のような回答をいただきました。もし下げる場合は大月市農業委員会で決定して公示する形になります。

議 長 他になにかございませんか。

議 長 無いようですから事務局より連絡があります。

事 務 局 (諸連絡)

議 長 何かご質問がございましたらどうぞ。

議 長 無いようですから、本日の日程は全て終了いたしました。議事進行にご協力ありがとうございました。職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。これをもちまして令和 2 年第 8 回大月市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。